

以下に、各項目の概要を示します。

2.1 品質マネジメントシステム

当社の品質保証規程は、原子力安全の達成・維持・評価を目的として、社長をトップとして発電所を運用する原子力部門および原子力部門と独立した立場で監査を行う品質・安全監査室を主な対象とした品質マネジメントシステム全体の枠組みを定めています。品質保証規程のもとに通達、要綱等の社内標準を展開し、文書体系を構築しています。海外MOX燃料調達に係る文書体系を添付-1に示します。

海外MOX燃料調達については、原子燃料部門品質保証通達に、トップマネジメントが具体的な業務の中で果たす役割を示す品質マネジメントシステム体系図などを定めました。

今後、トップマネジメントの役割をより明確にし、品質マネジメントシステムを効果的にするため、以下の改善を予定しています。

海外MOX燃料調達で定めた品質マネジメントシステム体系図などを原子力安全に係る保安活動全体に展開して品質保証規程に盛り込みます。

文書管理、記録管理、内部監査、不適合管理、是正処置、および予防処置に関する手順書等の共通化により実効的な業務運営が可能な文書については、本店、若狭支社、発電所で共通化すべく整理・統合します。

2.2 経営者の責任

社長は、「安全の確保」、「品質の向上」、「透明性の向上」を基本とする品質方針（添付-2）を定め、全従業員に周知します。社長は、この方針に基づきそれぞれの組織および階層で品質目標が展開されることを確実にします。

社長は、原子力事業本部長と品質・安全監査室長を管理責任者として任命し、組織の責任と権限を明確にしました。活動の実施に当たっては、社長の指揮のもと、管理責任者が組織を管理し、適宜、社長への報告を行います。品質マネジメントシステムの有効性について社長がマネジメントレビューを行い、この結果、必要な改善を行います。

海外MOX燃料調達については、原子燃料部門のみで対応していたBNFL問題を反省し、プルサーマル推進会議、品質保証会議、原子燃料部門品質保証連絡会議等、社内他部門も含めた社内コミュニケーションを図る仕組みを整備しました（添付-3のとおり）。さらに、社外の有識者および